

再開後の学校施設整備基本計画策定委員会でご議論いただきたい論点

番号	未検討	補充する 必要	中間まとめ 該当箇所	視点	内容	論点
1	○		記載なし →第2章2(1)	職員室		・改築校の職員室に必ず備えるべき条件と規模をどのように考えるべきか
2		○	2章2(1)③	メディア センター	中間まとめ第2章2(1)③ 図書のほか、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を管理し、様々な情報を収集できるメディアセンターとして位置づけるとともに、多目的に使用できるスペースを併設し、集団での調べ学習等に活用したり、学習・研究成果を展示できるワークスペースとして計画します。	・メディアセンターに必要な規模はどのくらいか ・メディアセンターは新しい諸室であり、具体的にイメージできるよう例示してはどうか
3	○		記載なし →第2章2(2)	トイレ		・トイレ和便器の必要性 ・トイレ・更衣室のトランスジェンダー対応の必要性
4		○	2章2(2)②	オープン スペース、ラウンジ	中間まとめ第2章2(2)② 学習活動及び交流活動を効果的に実施するため、必要な規模の多目的室等を利用しやすい位置に配置します。また、児童生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできるようなラウンジや小空間等の配置も検討します。	・オープンスペースやラウンジについては、利用実態や施設設置上の課題を踏まえた上で、改築する学校すべてに備える条件とするべきか考えてはどうか
5		○	2章2(2)④ 3章2(5)	プール	中間まとめ第2章2(2)④ 建築費を考慮し、プールについては屋外への設置を原則としますが、校地の広さや複合化の見地から、屋内化または温水化の検討が必要となる可能性があります。 中間まとめ第3章2(5) 校地の条件によっては、学校外施設の活用、複数校での共同利用、及び地域住民との共同利用を検討します。	・例外的に屋内化または温水化や、学校外施設の利用、複数校での共同利用など検討する場合、どのようなことに留意するべきか

番号	未検討	補充する必要	中間まとめ 該当箇所	視点	内容	論点
6		○	2章2(3)③	複合化・多機能化	中間まとめ第2章2(3)③ 地域子ども館以外に、防災倉庫については、更新後の学校においても当初より設置します。 その他については、質の高い学校教育の実施、という施設本来の目的を踏まえたうえで、地域のニーズに合わせた機能の追加及び学校教育施設以外との複合化を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と他の公共施設を複合化する場合、どのようなことに留意すべきか ・個別校の改築について複合化・多機能化の施設をどのように決定すべきか
7		○	2章2(3)⑥	環境教育	中間まとめ第2章2(3)⑥ 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮し、自然エネルギーを活用した省エネルギー対応の施設とし、ESD (Education for Sustainable Development=持続可能な開発のための教育) の教材として活用できる、地球環境に配慮した施設として計画します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ESDの教材として活用できる地球環境に配慮した施設とは何か、具体的にイメージできるよう例示してはどうか。 ・ビオトープについては、利用実態や施設設置上の課題を踏まえた上で、改築する学校すべてに備える条件とするべきか考えてはどうか。
8		○	3章1(2) 3章2(1)	普通教室	中間まとめ第3章1(2) 普通教室は1室あたり収納部分を除き65㎡前後とします。 中間まとめ第3章2(1) 教室の配置は、従来の南面にこだわらず、自然採光の確保、室内の照明及び冷暖房設備の活用を前提に、児童生徒の教育環境として最良の結果を得られるよう計画します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校それぞれの普通教室の広さについては、現状や小・中学生の体格差、机の配置レイアウトの違いを踏まえて考えるべきではないか ・教室の向きは教育環境として最良の結果得るため南面以外も選択肢とするべきか考えてはどうか
9		○	3章2(1)	多目的室	中間のまとめ第3章2(1) ランチルームとしての使用、及び畳を敷いた和室としての使用も想定した配置とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ランチルーム、和室を別につくるのではなく、多目的室と兼用することとしてはどうか
10		○	3章1(6)	校庭	中間のまとめ第3章1(6) 校舎と校庭の位置関係によっては更新時に仮設校舎が必要となり建築費にも大きく影響することや、校庭における日影部分の確保の必要性などから、今後の更新においては水はけ等必要な機能を確保したうえで従来の南側校庭以外の配置も検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・改築後の校庭の配置と仮設校舎の設置を合わせて検討し、採りうる選択肢を示すべきではないか

番号	未検討	補充する必要	中間まとめ 該当箇所	視点	内容	論点
11	○		記載なし →第5章	整備の進め方	学校施設整備基本方針 改築時の仮設校舎はコストがかかるため、できる限り設置しない計画とします。設置する際には複数校での施設共同利活用の可能性も含めて検討します。	・仮設校舎の設置について
12					学校施設整備基本方針 個別の学校の改築に際しては、基本構想の段階から、学校、保護者、地域住民、庁内関係者など多様な立場から意見を募るためアンケート、懇談会等を行うこととし、基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付けていきます。基本構想から竣工までの期間は4～5年を目安とします。	・個別校の改築の議論をどのように進めるべきか
13	○		記載なし →第6章	整備スケジュール	中間まとめ第1章4 本市の学校施設をめぐる課題 市の公共施設の耐用年数の原則に従い、学校施設も築後60年を経過した時点での更新を基本としますが、全市的な教育機能の配置、教育内容の質の確保及び向上、財政負担集中への調整、1年あたりの建設校数などを考慮し、最適な更新時期を決定する必要があります。	・改築順序の基本的な考え方と具体的な改築時期